

香川県多面的機能支払交付金の解説

<Ⅲ 長寿命化編>

香川県農政水産部農村整備課

Ⅲ 長寿命化編

目次

(i) 初めに	1
(ii) 活動計画書等について	4
①活動計画書について	4
1)対象施設について	4
2)位置図について	5
3)交付金額について	6
4)工事内容について	9
5)直営施工について	10
②長寿命化整備計画について	13
③工事に関する確認書について	19
④その他	21
(iii) 外部発注工事の進め	26
①発注から契約まで	26
1)発注方法について	26
2)各種協議について	28
3)発注について	30
4)契約について	33
②工事着手から譲渡まで	36
1)着工について	37
2)施工管理について	38
3)竣工検査について	39
4)検査結果、請求、支払について	39
5)財産管理及び譲渡について	40
(iv) 長寿命化工事の解説	44
(v) 長寿命化工事における不適切事例	64

(i) 初めに

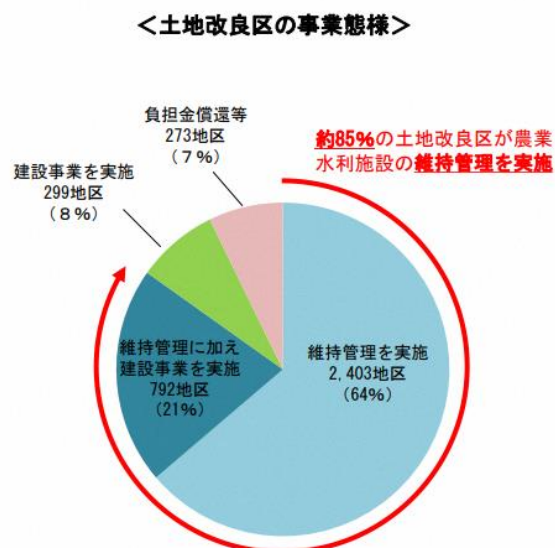
○土地改良法の改正

農業者の高齢化等により土地改良区の組合員数は減少傾向で推移しており、平成29年度末現在で約357万人となっています。組合数の減少は、夫役の減少(地域共同活動の減少)、農業用施設の維持管理困難、賦課金の減少につながります。それらは農村地域の多面的機能が失われることに繋がり、結果として甚大な災害を引き起こす可能性があります。そこで政府は、平成30年6月8日に土地改良法を一部改正し、准組合員制度の創設や地域の活動団体(多面組織もこれに含まれます)を施設管理准組合員とし、施設の維持管理に参加できるようにすることが可能になるなどの内容が盛り込まれました。

1 土地改良区の現状

(1) 土地改良区の業務等

- 土地改良区の数、合併等により減少傾向で推移しており、平成29年度末現在で4,504地区。
- 土地改良区の大部分は、建設事業ではなく、農業水利施設の維持管理を実施。
- 組合員数は、農業者の高齢化等により減少傾向で推移しており、平成29年度末現在で約357万人。



農林水産省 HP より

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/lowoflandimprovement-8.pdf>

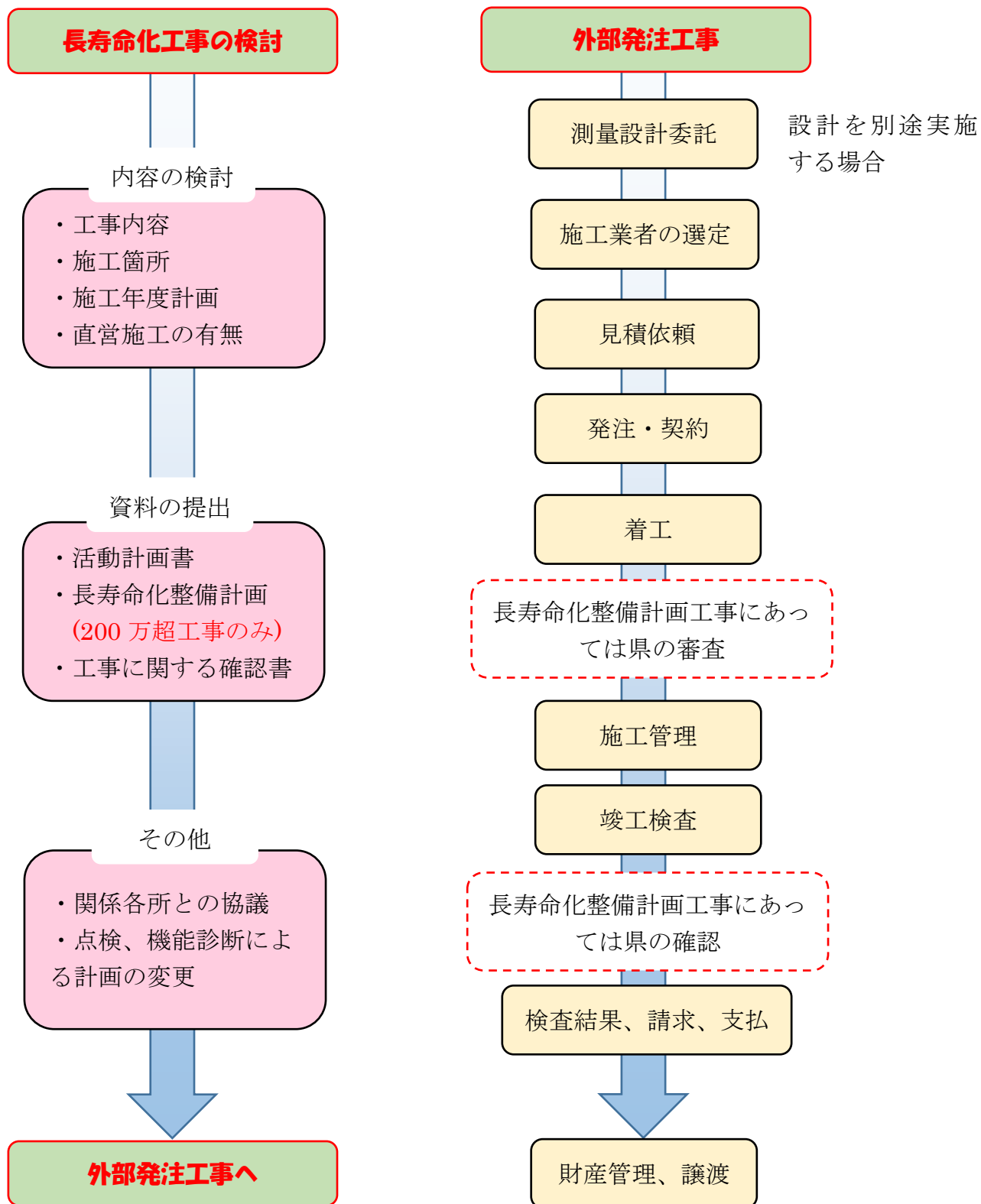
そこで、多面組織は土地改良区と連携して、農業用施設の更新・改修を多面活動の一つである長寿命化工事を用いて実施していく事が重要となります。多面活動は県営事業や単独県費事業等と異なり、地元負担なしで実施することができます。将来的な農業用施設の維持管理更新に多面活動を位置付けることにより、土地改良区の適切な運営、農村地域の多面的機能の向上につながります。

貸借対照表 (例)		令和2年3月31日現在	
資産がどれだけあるかわかります		負債がどれだけあるかわかります	
(単位:円)			
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	50,000	未払金	200
未収賦課金	2,000	預り金	1,200
前払金	300		
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本資産		公庫資金等長期借入金	350,000
山林、宅地及びその従物	200,000	職員退職給付引当金	60,000
備荒積立金	400,000		
(2) 特定資産		負債合計	411,400
所有土地改良施設	4,000,000	III 正味財産の部	
土地改良施設用地等	300,000	1 指定正味財産	3,200,000
職員退職給付引当積立資産	60,000	2 一般正味財産	1,829,900
財政調整積立資産	100,000	正味財産合計	5,029,900
施設更新積立資産	200,000		
(3) その他資産			
土地	30,000		
建物	90,000		
車両運搬具	6,000		
器具備品	3,000		
資産合計	5,441,300	負債及び正味財産合計	5,441,300

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/fukushikiboki-10.pdf>

(i) 初めに

長寿命化工事フロー図



(ii) 活動計画書等について

①活動計画書について

地域で長寿命化に取り組むことが決定したら、活動計画書に長寿命化の項目を記載する必要があります。当初の段階では細かい数字は分からないかもしれませんが、事業を実施していく中で、変更が生じた場合は、その都度、**変更の活動計画書**を作成してください。

本項目では、活動計画書を作成する際の注意点等を説明します。

1)対象施設について

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積※1									計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限	
	田		畑		草地		採草放牧地					
	多面 支払	100,000a		a		a				100,000 a	a	円
	中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円
傾斜			傾斜		傾斜		傾斜					
取組 面積	環境 直払※2									a	円	

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

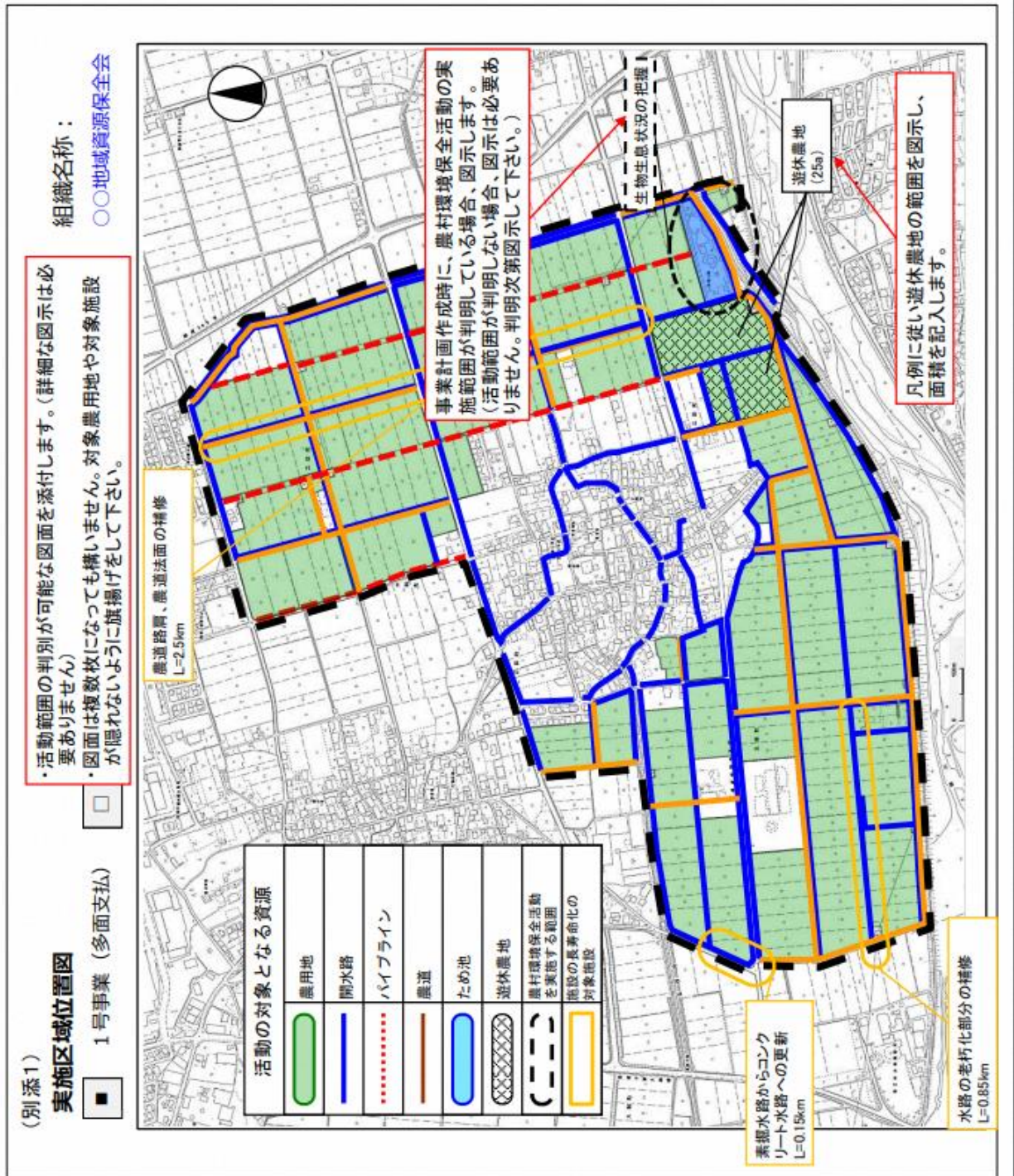
農業用施設		水路	農道	ため池
(多面支払)		3.5 km	2.0 km	2 箇所
	うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	0.8 km	0.5 km	2 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

長寿命化を実施する施設の延長・及び個所数を記載します。保全する施設を全て実施するのではなく、限られた予算を有効的に活用するために、地域で話し合っ、必要な部分のみを記載します。なお、水路・農道は延長で小数点以下第1位まで記入して下さい。ため池は箇所で記入します。ちなみに、長寿命化活動内容(P10)と実施状況報告書では小数点以下第2位まで記入します。

2)位置図について

位置図には長寿命化を実施する内容・場所を記入して下さい。



3) 交付金額について

交付金額は交付上限額と集落数×200万のいずれか小さい方が上限となります。
ただし、直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額となります。

(ケース1) 直営施工あり、集落数3の場合

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	4,400 円/10a	4,400,000円
畑	5,000a	2,000 円/10a	1,000,000円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	15,000a		5,400,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒ ☐

を満たさない場合は○

集落数×200万円 **6,000,000円**

両者を比較、この場合 **5,400,000 円** が交付金額となる

(ケース2) 直営施工なし、集落数3の場合

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	3,666 円/10a	3,666,000円
畑	5,000a	1,666 円/10a	833,000円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	15,000a		4,499,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒ ☐

を満たさない場合は○

集落数×200万円 **6,000,000円**

交付単価が 5/6 に

両者を比較、この場合 **4,499,000 円** が交付金額となる

(ケース3)直営施工あり、集落数2の場合

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	4,400 円/10a	4,400,000円
畑	5,000a	2,000 円/10a	1,000,000円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	15,000a		5,400,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒ ☐ を満たさない場合は○
集落数×200万円

両者を比較、この場合 **4,000,000 円** が交付金額となる

集落数とは？



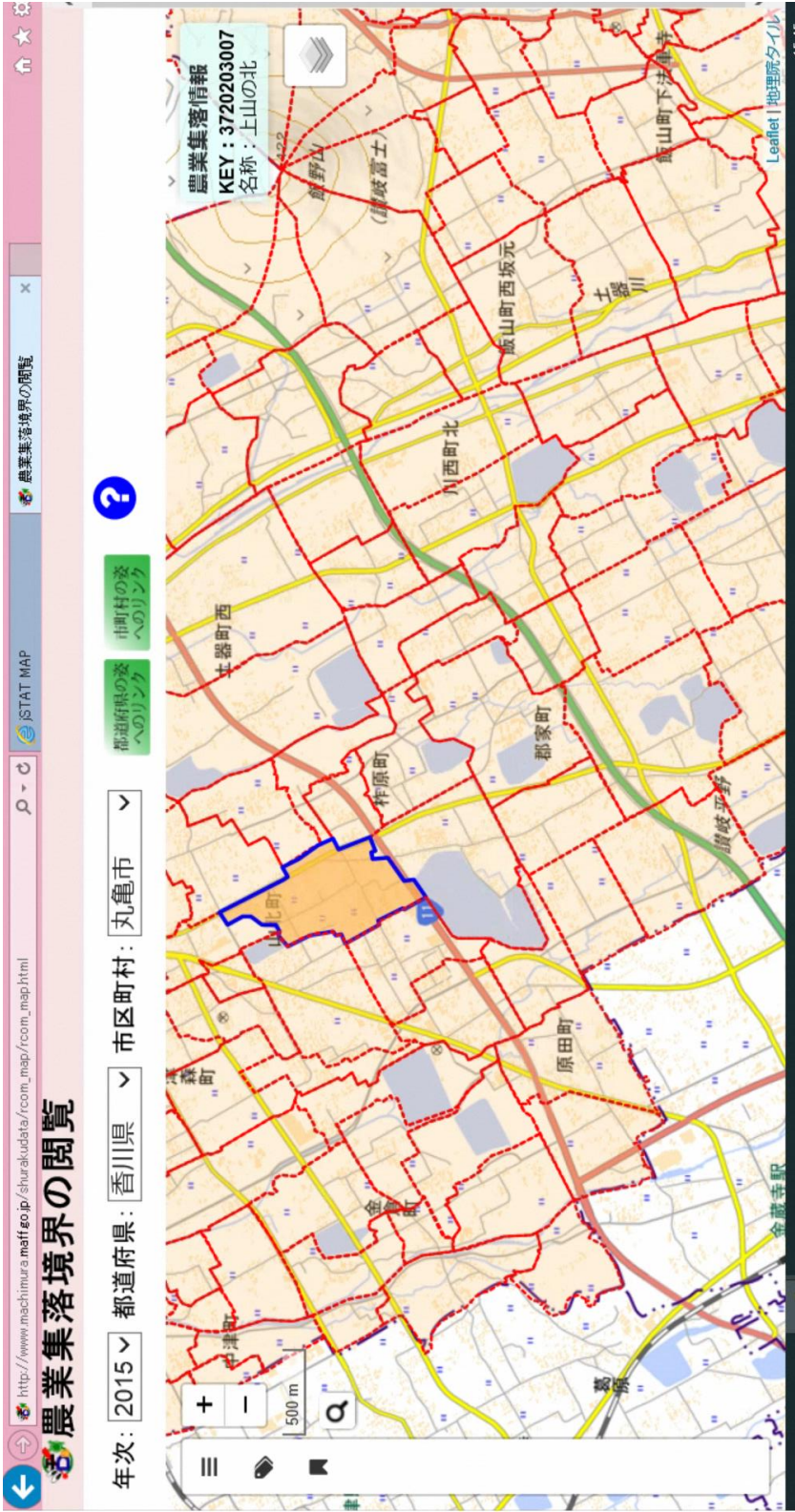
長寿命化の金額に算定を使用される集落数は**農林業センサスにおける農業集落**のことであり、自治会の数などではありません。そのため、大きな組織であっても集落数は少ない可能性もありますし、逆に小さな組織であっても集落数が多い可能性があります。集落数を調べるためには以下の URL を参照してください。

http://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom_map/rcom_map.html

広域活動組織となるための規模要件とは？



交付金額は交付上限額と集落数×200 万のいずれか小さい方が上限となることを説明しましたが、広域活動組織となるための規模要件を満たした組織はその限りではありません。規模要件を満たすとは**200ha 以上の組織**となります。この規模の組織は集落数と比較する必要はありません。なお、条件は規模要件のみのため、広域化は必ずしも必要ありません。ちなみに、中山間地域の場合 50ha 以上が広域化要件となりますが、長寿命化工事の上限については 200ha としているのでご注意ください。



赤線で囲っている範囲が農業集落となります。

4) 工事内容について

工事内容が定まったら、活動計画書に記載します。イメージ的には「**一行で一工事**」です。なお、年度計画には測量設計や材料購入を含めて記載してください。例えば、1年目測量設計、2年目材料購入、3年目工事実施の場合は、3年間「○」が記載されます。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1ー4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量	年度計画				
施設区分	取組	内容	(単位はkmか 箇所を選択)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	○○水路の老朽化部分の補修	0.53 km	○	○			
水路	62 水路の更新等	○○素堀り水路からコンクリート水路への更新	0.27 km	○	○			
水路	62 水路の更新等	○○地区のゲート、ポンプの更新	1.00 箇所		○	○		
農道	64 農道の更新等	○○地域の未舗装農道を舗装	0.50 km			○	○	
ため池	65 ため池の補修	▲▲池漏水箇所の補修	1.00 箇所	○	○			
ため池	65 ため池の補修	○○池洪水吐の補修	1.00 箇所				○	○
この線より上に行を挿入してください。								

☆直営施工の実施方針について



全て直営施工



一部直営施工



直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	3.5 km	2.0 km	2 箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	0.8 km	0.5 km	2 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

合計を一致させること

5)直営施工について

直営施工とは、長寿命化工事を実施するにあたり構成員が主体となって工事を実施することを言います。活動計画書において「**全て直営施工**」or「**一部直営施工を実施する**」を選択した場合は単価が満額となりますが、「**直営施工は実施しないを選択する**」と**単価は 5/6**になります。直営施工の内容は以下のとおりです。地域の実情にあった内容を選択してください。

○直営施工の事例

- ・ 工事に着手する前の準備としての周辺の草刈り、泥上げ、周辺の整地（対象施設のうちの一部でも可）。
- ・ 活動組織が工事資材を購入し、工事施工業者に支給する（資材運搬含む）。
- ・ 来年度の活動のための資材を今年度購入し、来年度、工事業者に支給する。ただし、来年度は別途直営施工が必要となります。
- ・ 工事現場の清掃や片付け等の軽作業。
- ・ 活動計画書に位置付けた資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）に係る水路や農道の補修
- ・ 水路の蓋の更新

証拠を残す！

直営施工を実施する、しないで単価が大きく変わることから、検査のために直営施工を実施した証拠書類は必ず残してください。例えば、工事現場の清掃や片付けを実施した場合は、その写真を撮って書類に整理してください。なお、写真を撮らなかった場合でも、必ず活動記録簿に直営施工を実施したことを記載してください。写真がない、活動記録簿にない場合は交付金返還となる場合があります。

直営施工によく出る質問

Q 測量設計しかない年度における直営施工の考え方は？

A 直営施工を選択し、工事がない年度においても単価は満額です。工事を実施する年度のみ直営施工を実施してください。ただし、交付金返還は工事を実施していない年度も含めて対象となります。

Q 工事が複数個所にわたる場合、直営施工を何カ所も実施する必要があるのか？

A 工事が複数個所にわたったとしても、直営施工はどこか1カ所で良いです。

Q 増進活動^{5 4}。地域住民による直営施工の成果を直営施工としてもよいのか？

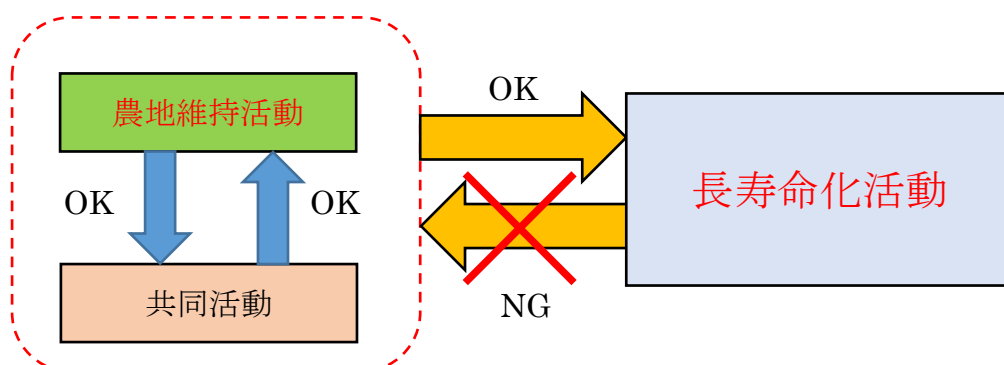
A 増進活動^{5 4}。地域住民による直営施工の成果を直営施工とすることはできません。増進活動の直営施工と長寿命化工事の直営施工は分けてください。



資金を流用しよう！

共同活動の費用が足りない、もしくは長寿命化の工事費用が足りない場合、資金を流用することができます。

ただし、長寿命化から農地維持・共同への流用は出来ません。



活動計画書に位置付けた活動を全て満たしたうえで行うことが必須です。



例えば、草刈りを年3回するところを年1回にして、その浮いた資金を別の活動に流用することはできません。

工事のための持越は可能！



工事の見積もりを取ったら交付金が足りない、そんな場合は交付金を繰り越すことが可能です。例えば、1・2年の交付金を持越3年目で工事を実施するということできます。地域にあった計画を考えてください。

なお、農水省より『直営施工のすすめ』という解説本が示されています。直営施工を実施する活動組織は参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-34.pdf



②長寿命化整備計画について

地元負担なしに工事を実施できることから多くの組織で長寿命化活動に取り組んでいますが、無制限に実施できるわけではありません。**工事1件当たり200万以上かかる場合は、国様式第1－4長寿命化整備計画(P15 参照)を市町へ提出する必要があります。**ただし、800万以上の工事は原則認めていないため、800万以上の工事は別事業で対応をお願いします。



工事1件当たりとは「**同一路線、同一受益**」を意味します。例えば、水路延長が100mあり、それが同一受益なら、この水路工事に200万以上要する場合、長寿命化整備計画が必要となります(P17 参照)。



工事1件当たりとは、1年間に要する費用ではなく、工事を実施する活動期間中の「**同一路線、同一受益**」の費用となります。また、その費用には測量設計費用も含まれます。例えば、工事費180万、測量設計費20万なら長寿命化整備計画を作成する必要があります。

活動計画書を作成する際に、その工事が200万以上を要するかどうか、一般的には分からないと思います。その際は、設計コンサルや施工業者に見積を取るなどして対応してください。もし、当初の計画書に長寿命化整備計画を記載しておらず、工事を実施する直前に200万を超えることが判明したら、**至急計画書の変更及び長寿命化整備計画を市町に提出してください。**

なお、長寿命化整備計画を提出する工事の場合は、「**長寿命化整備計画提出時、工事着手前及び変更時、工事完了時**」に県の審査があります。詳しくは P18 を参照して下さい。

(様式第 1 - 4 号)

組織名：

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事 1 件あたり 200 万円以上となることが明らかを取組について、下記に記載してください。

なお、1 つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを 1 件として考え、1 件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事 1 件あたり の概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.53km	平成30年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.58km	平成32年度	230万円	
3	〇〇用水路	昭和40年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	路線の一部においてひび割れ、欠損や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗といった老朽化がみられる。	水路の老朽化部分の補修による対策を行う。	0.70km	平成33年度	300万円	
4	〇〇揚水機	昭和50年代	-	ゲート 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	補修材及び塗料を塗布。 水密ゴムを交換。	〇箇所	平成35年度	210万円	
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

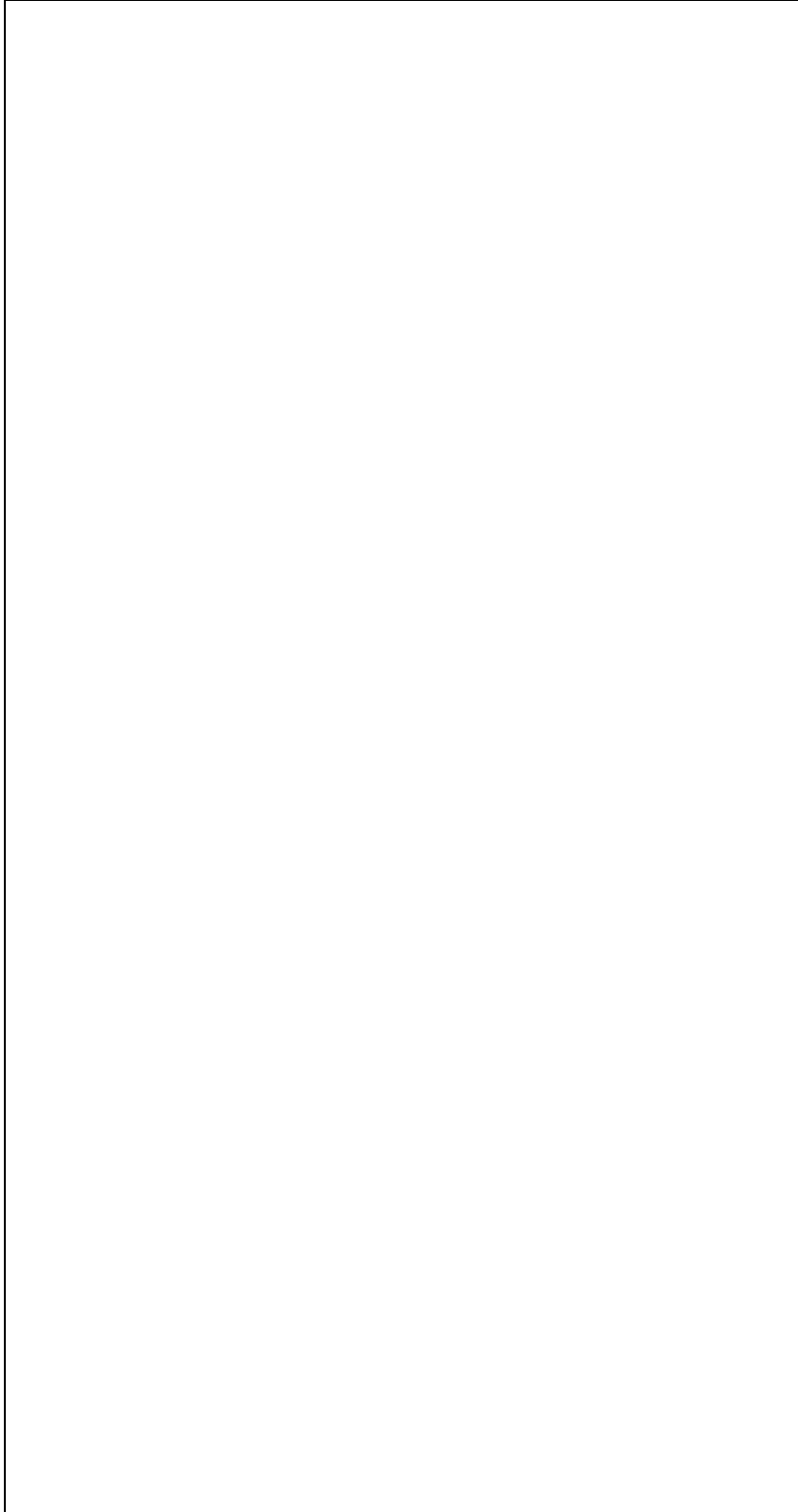
※ 延長は小数点以下第 2 位まで、概算事業費は 10 万円単位で記入してください。

(ii) 活動計画書等

②長寿命化整備計画

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



長寿命化対策工事1件の考え方

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1ー4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

1つの取組が工事1件（表の1行が工事1件）

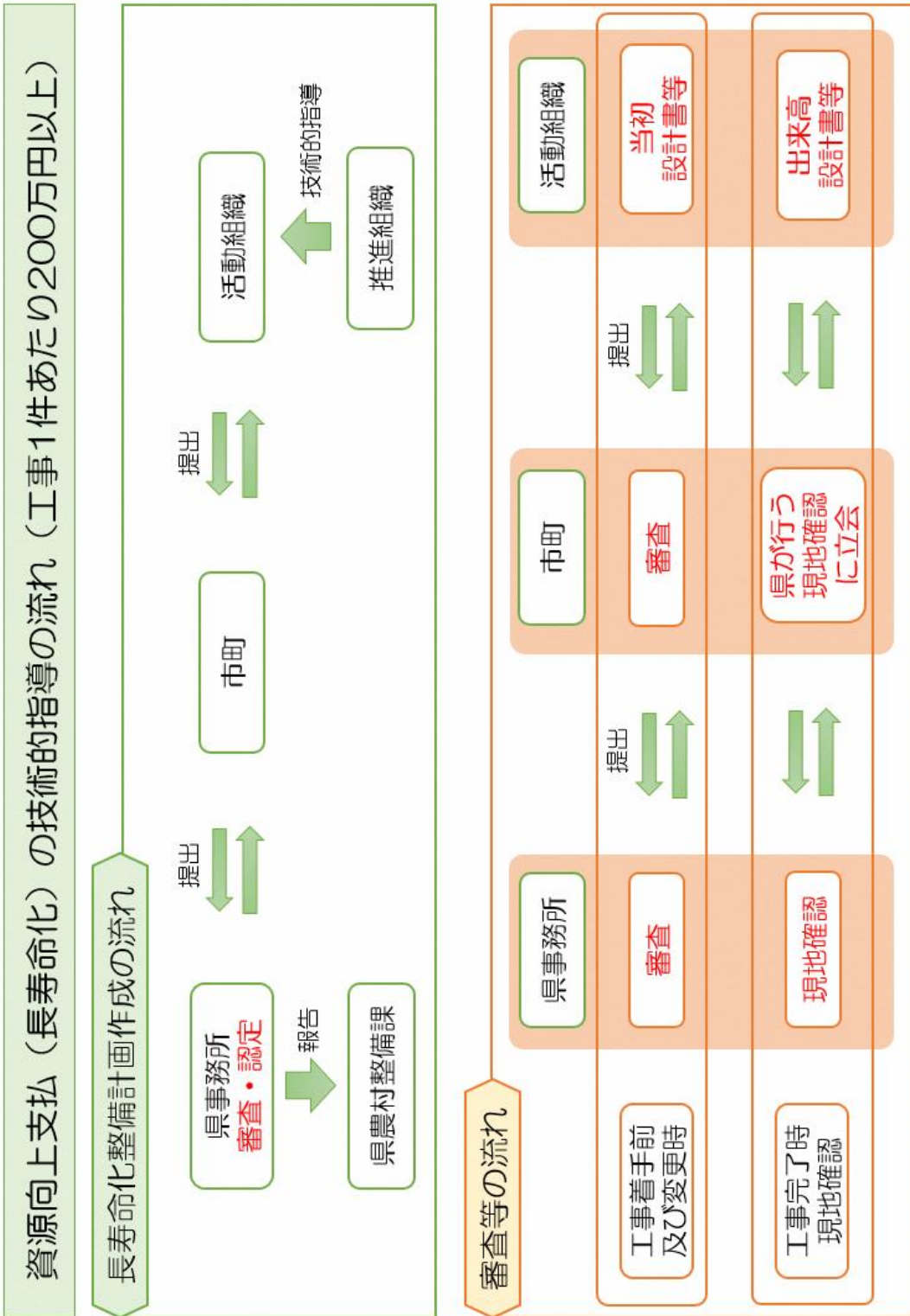
施設区分	活動内容	内容	延べ数量 (単位はkmか 箇所を選択)	年度計画				
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇〇の老朽化部分の 目地補修を行う	0.03 km	○	○			
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への 更新	0.24 km		○	○	○	○
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇〇の路肩及び法面の 補修	1.54 km		○	○		
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇〇の路肩及び法面の 補修	0.85 km		○	○		
ため池	66 ため池（附帯施設） の更新等	A 池のゲートの更新を行う	3.00 箇所			○	○	○
ため池	66 ため池（附帯施設） の更新等	B 池のゲートの更新を行う	1.00 箇所	○				

複数箇所の工事を1契約として
200万円を超える場合、「長寿命化
整備計画書」への記載は必要ない

活動期間中の工事費が200万円
以上となる場合、「長寿命化整備
計画書」を作成し、添付する

(ii) 活動計画書等

②長寿命化整備計画

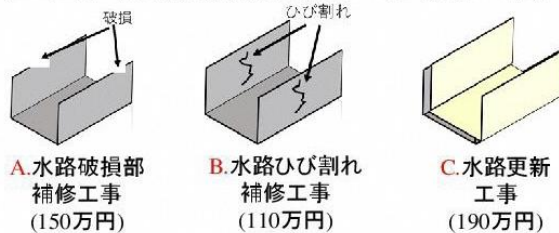


(ii) 活動計画書等

②長寿命化整備計画

長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

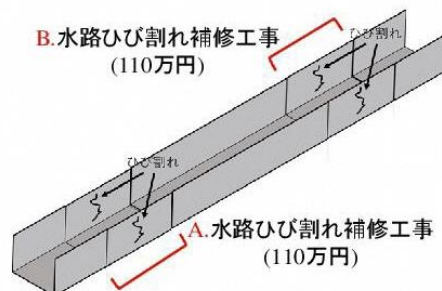
パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(450万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,B,Cとも作成不要。

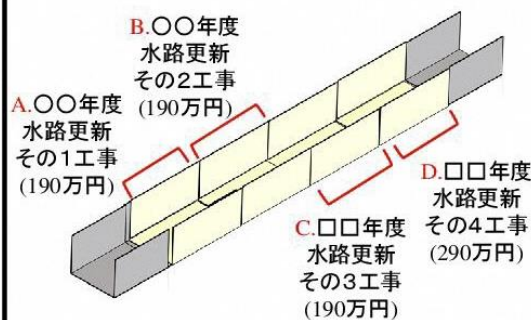
パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(220万円)



【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていても、1工事とする。よってA,Bは2つまとめて工事1件(A+B)としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,Bをまとめて計画書を作成。

パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(860万円)



【工事1件の考え方】
同一路線、同一工種のA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
ただし、全体を工事1件として考えるものの、要綱基本方針に定められた上限額800万円の要件を越えていることから、長寿命化の活動の対象外となり、他事業で実施すること。

③工事に関する確認書について

県道や市(町)道、〇〇川などはそれぞれ道路法・河川法に規定され「法定公共物」と定義されます。一方、長寿命化工事を実施する農道・水路は地番がなく上記法の適用を受けない「法定外公共物」と呼ばれます。

(法務局(登記所)に備え付けの地図(不動産登記法第 14 条地図、いわゆる公図)では「道」や「水」と表示されていたり、また以前は公図上、里道は赤色、水路は青色に着色されてきたことから、赤道、青線ともよばれてきました。)

かつては所有が国有財産でしたが、平成 17 年 3 月末までに国から各市町村に譲与され、市町村が管理(所有)することになりました。そのため現在、多くの農道・水路が所有は市町村、管理は土地改良区(または水利組合)となっています。

長寿命化工事においては、市町村が所有または土地改良区(または水利組合)が管理する農道・水路を全く別の団体である活動組織が実施することから、「**国様式第 1-5 工事に関する確認書**」を市町村長に提出する必要があります。

工事に関する確認書では

- ・活動の対象となる施設及び内容
- ・工事の施工に関する条件
- ・その他

などを書面に付します。土地改良区(または水利組合)と協議が終わったのちは、土地改良区理事長と多面組織代表両名を記載し、**事業計画書と併せて市町村長に提出してください(工事を実施する際に提出するものではありません)。**



西村中地区資源保全活動組織(東かがわ市)

工事に関する確認書

土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

（様式第1－5号）

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動「活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

土地改良区等との協議内容に応じて、不要な記述は削除して下さい。

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域資源保全会

〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

代 表 多面 太郎 印

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇 印

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能です。

④ その他

限られた交付金を有効活用するために、農地維持活動¹、点検や共同活動機能診断^{2 4}、～^{2 7}、で実施した結果を活用し、優先順位をつけて活動を実施しましょう(点検及び機能診断は農地維持編、共同活動編を参照)。

共同活動工事と長寿命化活動工事の違い



共同活動工事と長寿命化活動工事の違いについて活動組織からよく質問されます。確かに、似たようなことが出来るので、組織はどちらを活用すればよいか戸惑うかもしれません。簡潔に言えば共同は既存の構造物を再利用、長寿命化は新設というイメージです。下記に具体例を紹介します。

もし、活動がどちらに該当するか判断つかない場合は、市町の担当者にお尋ねください。

例1) 水路が破損

- ・既存水路にモルタル・コンクリート等で補強⇒共同活動
- ・フリームなどの2次製品水路を新設・更新⇒長寿命化活動

例2) 安全柵が老朽化

- ・鋼材等を用いて補修・補強または機能を向上させない新しいものに取り替える⇒共同活動
- ・簡易金網フェンスを二次製品の柵に取り替える(機能向上)
⇒長寿命化活動
(もともと柵がない所に設置する場合は長寿命化活動)

例3) 農道が破損

- ・アスファルト乳剤系やセメントミルクなどで簡易補修⇒共同活動
- ・舗装の打ちかえ⇒長寿命化活動
(もともと舗装がない所に舗装する場合は長寿命化活動)

例4) フロック積が老朽化

- ・コンクリート等で簡易補強⇒共同活動
- ・更新工事を実施⇒長寿命化活動



長寿命化工事は原則次ページの「**県要綱基本方針**」に沿って実施する必要があります。「**県要綱基本方針**」に適用しない工事は実施できませんのでご注意ください。

(別紙3)

香川県 地域活動指針及び同指針に基づく要件

(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

	活動項目	取組	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上8百万円未満の活動を実施する場合、県が当該活動について技術的指導を行う。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池(附帯施設)の更新等	
	用水施設	100 給水施設の補修 101 給水施設の更新	

第2 取組の説明

1) 水路(開水路、パイプライン)に関する対象活動

61 水路の補修

①水路本体

□水路の破損部分の補修

- ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

- ・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路側壁の嵩上げ

- ・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

☐ U字フリューム等既設水路の再布設

- ・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

②附帯施設

☐ 集水枡、分水枡の補修

- ・集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐ ゲート、ポンプの補修

- ・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- ・打ち抜き井戸の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行なうこと。

☐ 安全施設の補修

- ・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐ 空気弁、仕切弁等の補修

- ・老朽化などにより通水機能の支障の要因となっている空気弁、制水弁などのパイプライン付帯設備について、補修による対策を行うこと。

☐ 井戸・出水・堰の補修

- ・井戸、出水施設、堰などの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

①水路本体

☐ 素堀り水路からコンクリート水路への更新

- ・水路路面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

☐ 水路の更新

- ・水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

②附帯施設

☐ ゲート、ポンプの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。

☐ 安全施設の設置

- ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

☐ 空気弁、仕切弁等の更新

- ・老朽化などにより通水機能の支障の要因となっている空気弁、制水弁などのパイプライン付帯設備について、更新による対策を行うこと。

イプライン付帯設備について、更新による対策を行うこと。

□井戸・出水・堰の更新

・側壁の崩落等により水源としての利用が困難となった井戸・出水施設、及び老朽化などにより取水機能が損なわれた堰などについて、更新による対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

①農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

②附帯施設

□農道側溝の補修

・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

①農道本体

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

②附帯施設

□側溝蓋の設置

・農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

①ため池本体

☐ 洗堀箇所の補修

- ・ため池において、堤体及び渚部が洗堀されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

☐ 漏水箇所の補修

- ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

☐ ため池の浚渫

- ・小規模な泥上げだけでは貯水機能の回復が図れない場合に、重機の使用等による浚渫を行うこと。

②附帯施設

☐ 取水施設の補修

- ・ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐ 洪水吐の補修

- ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐ 安全施設の補修

- ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等☐ ゲート、バルブの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

☐ 安全施設の設置

- ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

4) 用水施設に関する対象活動

100 給水施設の補修

- ・給水栓・スプリンクラー等の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

101 給水施設の更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓・スプリンクラー等の更新等による対策を行なうこと。

(iii) 外部発注工事の進め方

① 発注から契約まで

多面的機能支払交付金実施要綱 第 5 では「**本交付金の事業実施主体は、広域活動組織又は活動組織とする**」となっていることから、工事発注は活動組織の責任において実施する必要があります。そのため、関係各所に必要な書類作成・協議等も活動組織の皆さまが実施する必要があります。

本項目では工事発注に必要な計画及び協議について説明します。

1)発注方法について

点検や機能診断または地域の協議により工事の内容が決定したら、いよいよ発注準備に取り掛かります。発注にあたっては

①測量設計を別途実施した図面をもとに発注

②測量設計を含んだ工事で発注

の 2 パターンあります。①については、設計コンサルに実施したい工事を伝え、現地測量・実施設計を行い、図面等を作成してもらいます。その図面をもとに業者に発注するものです。その際、概算工事費積算も依頼すれば長寿命化整備計画の金額算定の一助となります。なお、交付金の適正な支出のために、**10 万を超える測量設計**については、香川県土地改良事業団体連合会や設計コンサルなどから **3 社以上の見積もりを取ることをお勧めします。**

①におけるメリットとして、工事の施工業者に正確な工事が期待できる点や構造計算や安定計算、用地境界などを実施した適正な工事である点、反面デメリットとして、委託設計に費用が要する点、時間を要する等が挙げられます。

②は施工業者に見積りを依頼する際に、測量設計を含んだ工事で発注することです。例えば、水路 L=10m を改修したいという地域があった場合、水路 L=10m を改修するにあたり、その改修方法・設計図面を含んだ工事費で依頼することになります。メリット・デメリットは①と逆になります。①、②のどちらを選択するか明確な決めはないものの、簡易な工事は②、それ以外は①となります。もし、活動がどちらに該当するか判断つかない場合は、市町の担当者にお尋ねください。

外部発注工事

①測量設計を別途実施
した図面をもとに発注

②測量設計を含んだ工事
で発注

▷正確な測量や設計を伴う工事
▷専門的な技術が要求される工事
▷比較的規模や金額が大きい工事

▷比較的単純で小規模な工事
▷施工方法が限定され、厳しい施
工管理を求めない工事

測量設計委託

施工業者の選定

見積依頼

契約

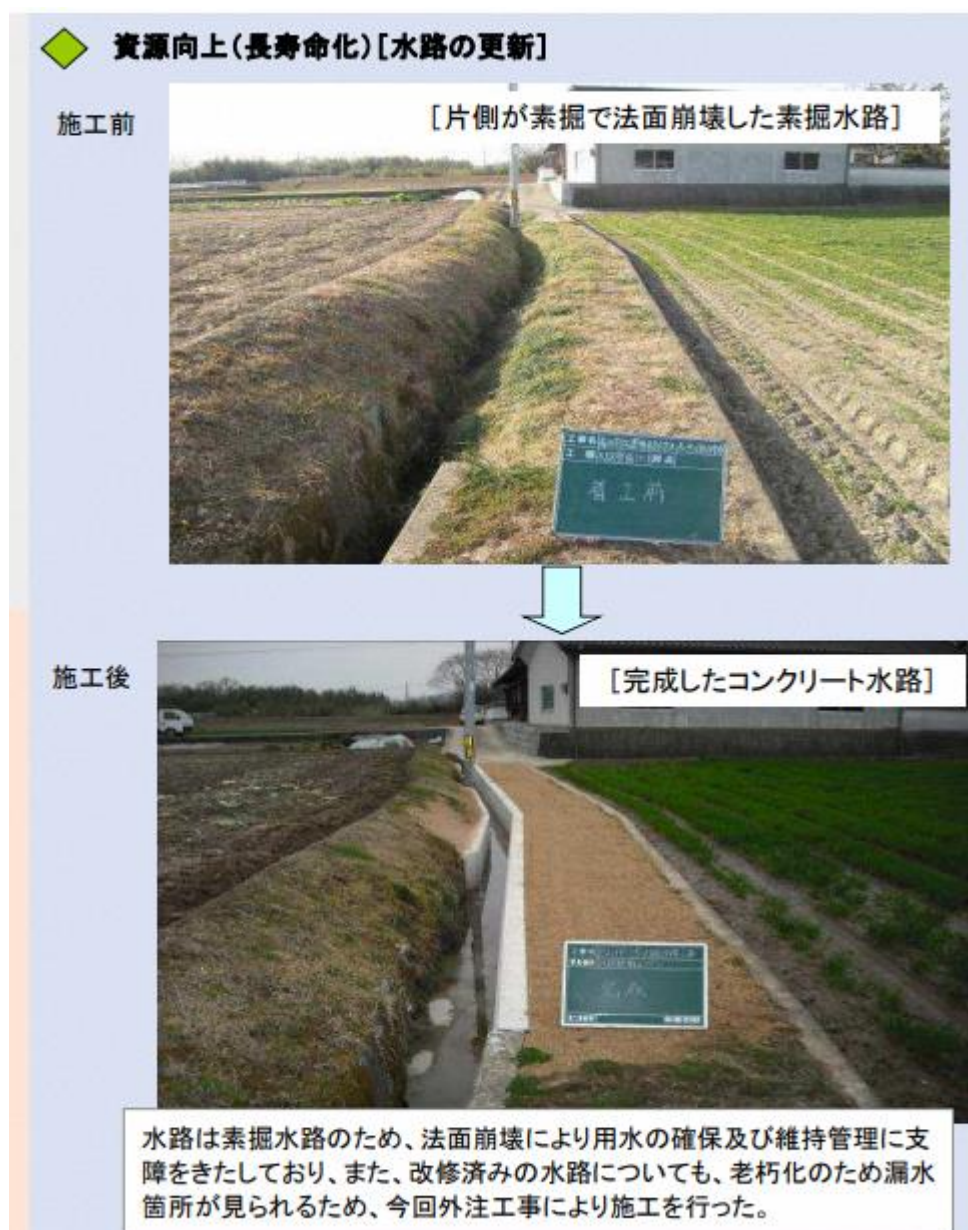
施工業者の選定

見積依頼

契約

2)各種協議について

前ページで述べたように、発注は活動組織の責任において実施する必要があります。行政が実施する工事の場合、手続きは全て行政の担当が行いますが、発注者は活動組織のため、各種協議に係る手続きは活動組織で実施する必要があります。県では次ページに参考様式としてチェックリストを作成しておりますので、活用してください。



船井宮内環境保全会（さぬき市）

〇〇市(町)多面的機能支払交付金 長寿命化工事に係るチェックシート

発注者(多面組織名) _____

施工業者 _____

施設名	工事箇所	施設の概要	概算 事業費	工事開始予 定日	工事完成予 定日	初回業者打 合せ日

項目欄の内容を満足した場合は、チェックして下さい。

なお、該当しない場合は、備考欄に「無し」と記載して下さい。

		項 目 欄	備 考
①	☐	関係する水利組合や土地改良区、市町との必要な協議は終わっていますか。	
②	☐	ため池工事にあつては、ため池管理者の許可を得ていますか。	
③	☐	河川の中にある工作物（せき等）の工事で、河川使用(占有)許可が必要な場合は、河川管理者との協議を行っていますか。 (県河川：〇〇土木事務所、市（町）河川：〇〇課、その他河川：〇〇課、いずれに該当するかは〇〇課にお問い合わせください)	
④	☐	市（町）道において、軽易な維持活動を行なう場合（手引き P32 参照）、横断暗渠を施工する場合等に、道路使用(占有)許可が必要な場合は、道路管理者との協議を行っていますか。 (市（町）道：〇〇課、不明な場合等は〇〇課にお問い合わせください)	
⑤	☐	県道や市道において、③④にかかわらず、通行の制限・禁止をしようとする場合、道路通行規制の協議を行っていますか。 (県道：〇〇土木事務所、市（町）道：〇〇課、不明な場合等は〇〇課にお問い合わせください)	
⑥	☐	構造物の改修工事を行う場合、用地境界の確認は終わっていますか。	
⑦	☐	近隣住民へ、説明やチラシなどで工事の周知を行っていますか。 (道路の通行止、大型車輛の通行、水路の通水停止、水替えポンプの騒音等)	
⑧	☐	契約にあたり、工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期等、施工業者との打ち合わせを十分に行いましたか。	
⑨	☐	工事看板を施工業者が設置していますか。（建設業法上不要な場合有）	
⑩	☐	現場周辺の通行者や住民に対する、バリケード等の安全対策を、施工業者が十分に行っていますか。	

3)発注について

一通りの協議が終了したら、いよいよ発注となります。発注形式は先ほど述べたように、

①測量設計を別途実施した図面をもとに発注

②測量設計を含んだ工事で発注

の2パターンあります。どちらを選択したとしても、主に発注形態は見積依頼になります。なお、交付金を適正に執行するため、**10万以上の工事については3社以上の見積もりを取ることをお勧めします**。市町毎に会計規則を定めていますので市町の担当者にお尋ねください。県では次ページに参考様式を作成しておりますので、活用してください。

【補足説明】

<入札について>

発注の方法には見積形態とは別に、入札という手法があります。入札とは事業内容と契約事項を事前に公示し、応募のあった複数の業者から、もっとも有利な条件を提示した業者と契約を結び発注する方法です。

見積に比べより適正・公平に実施できることから、公共事業などで発注する建設業者を決めるときに、採用される手法です。

書類が煩雑なため、活動組織に特に求めるものではありませんが、工事費が高く適正・公平に実施したいなどの理由がある場合、市町の担当者や土地改良区と相談し実施して下さい。

【補足説明】

<注文書について>

金額が少額の場合、特定の業者に工事を依頼する「**注文書**」という形態もあります。業者は「**注文書**」を受け取ったら契約書でなく「**注文請書(うけしょ)**」を発注者に渡します。



外部に工事を依頼する場合は必ず書面で契約書(少額にあっては注文書-注文請書)を整理してください。契約書を交わさずに請求書だけのやり取りは法令上好ましくありません。

(参考様式 3-2)

パターン①
測量設計含まない

①発注から契約まで

令和 年 月 日

見積業者 様

活動組織名

代表者氏名

多面的機能支払交付金 長寿命化工事見積書の提出依頼

長寿命化工事を実施したいため、下記事項を承知の上、見積をお願いします。

記

委託成果図面を同封

1	工事名	〇〇農道舗装工事
2	工事内容	〇〇農道 L=□□□m 同封の図面参照
3	業務場所	〇〇市〇〇〇地内(同封位置図参照)
4	仕様	現場管理の方法については契約後、別途相談します。
5	説明会	合同での現地説明会は実施しません。希望があれば個別対応します。 or 合同現地説明会を〇月〇日〇時から〇〇集会場で行います。参加される場合は下記連絡先までお願いします。
6	期間	契約日から令和 年 月 日まで
7	見積書提出の 日時・提出先	日 時：令和 年 月 日 () 午前・午後 時 提出先：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇 香川 太郎 あて 連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
8	見積書 提出方法	見積書は、持参提出または郵送によりお願いします。(提出期限必着のこと)
9	見積金額	小計と消費税額、税込の合計金額を分けて見積金額を記載してください(消費税額が分かるように記載してください)。
10	見積採用者への 決定通知	見積採用者には〇〇月〇〇日までにその旨通知します。

(参考様式 3-2)

パターン②
測量設計含む

①発注から契約まで

令和 年 月 日

見積業者 様

活動組織名

代表者氏名

多面的機能支払交付金 長寿命化工事見積書の提出依頼

長寿命化工事を実施したいため、下記事項を承知の上、見積をお願いします。

記

調査・設計費を計上する旨を
記載

1	工事名	〇〇農道舗装工事
2	工事内容	〇〇農道 L=□□□m
3	業務場所	〇〇市〇〇〇地内(同封位置図参照)
4	仕様	現場管理の方法については契約後、別途相談します。 工事金額には、現地測量・工法検討を含んだ金額でお願いします。
5	説明会	合同での現地説明会は実施しません。希望があれば個別対応します。 or 合同現地説明会を〇月〇日〇時から〇〇集会場で行います。参加される場合は下記連絡先までお願いします。
6	期間	契約日から令和 年 月 日まで
7	見積書提出の 日時・提出先	日 時：令和 年 月 日 () 午前・午後 時 提出先：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇 香川 太郎 あて 連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
8	見積書 提出方法	見積書は、持参提出または郵送によりお願いします。(提出期限必着のこと)
9	見積金額	小計と消費税額、税込の合計金額を分けて見積金額を記載してください(消費税額が分かるように記載してください)。
10	見積採用者への 決定通知	見積採用者には〇〇月〇〇日までにその旨通知します。

4)契約について

見積りの金額が最も低い業者と契約することになります(必要に応じて見積額の整理をしてください)。業者とは双方同意の観点から契約書を交わすことをお勧めします。前述の注文書－注文請書のパターンもありますが、発注者として後に揉めないためにも、契約書の方がよいでしょう。

契約の際に、どのような工事をするか、どのような書類を提出するかしっかり協議することが重要です。地方公共団体等が実施する公共工事とは少し性質が異なりますが、税金で実施する工事であることから、対外的に説明できるように最低限の書類は必要です。また、建設業法をはじめとした法令は遵守しなければなりません。もし、法令を怠ると発注者にまで責が及ぶ可能性があります。そのため、施工業者には工事が税金で実施している旨、しっかりと説明してください。なお、必要な書類について特に決めたものではありませんが、一般的には下記の資料程度はあった方がよいと思われます。

○必要な書類例

契約書、工程表、現場代理人通知書、着手届、出来形図面
写真帳、竣工届、完成検査書、工事目的物引渡書
請負代金請求書

県土木管理課では必要な書類の様式を公開しています。参考にしてください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/nyusatu/koji/yousiki1.html>

【補足説明】

<現場代理人について>

現場代理人とは工事現場の責任者であり、公共工事の場合は契約約款上、必ず設置しなければなりません。多面的機能支払交付金における長寿命化工事は公共工事とは少し性質が異なるため必ず設置する必要はありません。ただ、税金で実施する工事であることから、現場代理人もしくは監督員といった現場の責任者を明確にした契約をお勧めします。



【収入印紙について】

印紙税法第5条第2号では「別表第2に掲げる者が作成した文書」には印紙税を課さないとあり、この非課税法人の表に活動組織は該当しないことから、活動組織側の外注に伴う契約書等には収入印紙を貼付する必要があります。なお、注文請書においても一般的には収入印紙を貼付する必要があると言われています。貼付する金額については下記国税庁HPを参照してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm>

○施工業者と契約書を結ぶパターン



契約書を2通作成し、2通とも収入印紙を貼付

※測量設計委託契約やその他の契約も同様

○施工業者と請書で契約するパターン



注文請書に収入印紙を貼付(注文書には不要)

○香川県土地改良事業団体連合会と契約書を結ぶパターン



契約書を2通作成するが、連合会が非課税団体のため、
1通(連合会保管)に収入印紙を貼付(活動組織が印紙を貼付)



建設工事請負契約書

第1条

.....

第2条

.....

第3条

.....

収入印紙の貼付例

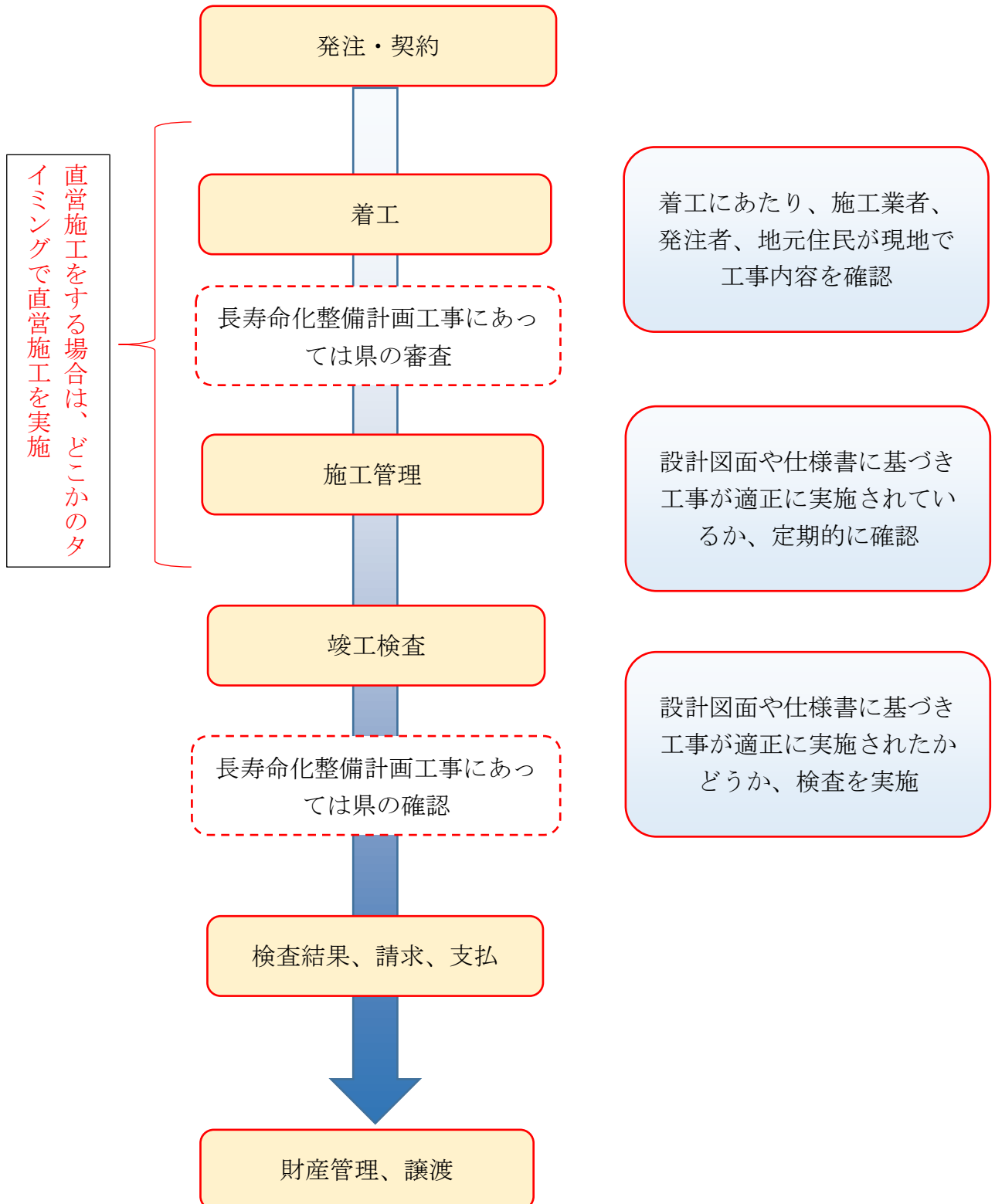


川西環境保全会（綾川町）

(iii)外部発注工事の進め方

② 工事着手から譲渡まで

② 工事着手から譲渡まで



1)着工について

着工にあたり、施工業者、発注者、地元住民(必要に応じて施設管理者である土地改良区)が現地で工事内容を確認しましょう。現地では、工事内容、工期、周辺環境等がどうなるか協議することが重要です。地元住民が説明会に来ることが困難であれば、地元住民へ工事のビラを配るなど、地域に配慮した工事を心がけましょう。



【200万超工事について】

200万超工事については、工事着手前及び変更時、完了時に県の審査・検査があることに注意してください。



現場説明会の様子

2)施工管理について

工事中は設計図面や仕様書に基づき適正に実施されているかどうか確認するため、必要に応じて現場確認を実施しましょう。公共事業では工事内容の基準値を設けて発注者が確認しますが、長寿命化工事ではそこまで求めませんが、工事が適正に行われているかどうか定期的に確認した方が良いでしょう。可能ならば、基準値や品質管理などの項目を施工業者と相談して決めておくのも良いと思います。また、直営施工を実施する場合は、工事期間中に実施することを忘れないでください。

証拠を残す！

直営施工を実施する、しないで単価が大きく変わることから、検査のために直営施工を実施した証拠書類は必ず残してください。例えば、工事現場の清掃や片付けを実施した場合は、その写真を撮って書類に整理してください。なお、写真を撮らなかった場合でも、必ず活動記録簿に直営施工を実施したことを記載してください。写真がない、活動記録簿にない場合は交付金返還となる場合があります。

直営施工による水路の更新

施設の長寿命化のための活動



中山地域活動組織（小豆島町）

3)竣工検査について

工事が完了すれば、施工業者より竣工検査の申し出があります。設計図面や仕様書に基づき幅・高さ・延長などを確認しましょう。竣工検査に自信がなければ、市町などに指導を仰ぎましょう。

4)検査結果、請求、支払について

検査に問題なければ、完成した施設を引き取りましょう。その後、施工業者より請求書が送られてくるので、工事代金を支払いましょう。



契約関係の書類や工事の書類は対外的に説明するために、**5年間**は保存しましょう。



吉岡町環境保全会(観音寺市)

5)財産管理及び譲渡について

多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に
関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第 5 条関係）の耐用
年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。

また、土地改良区等（市町村を除く）の施設において更新等を行い、活動組織
が財産を取得した場合、**速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。**

（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示
を受けて下さい。）

これらを確実に円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成す
ることは非常に重要です。

**更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、
財産管理台帳に整理し保管する必要があります。**

また、**1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関
係補助金等交付規則別表（第 5 条関係）に揚げるもの**についても、同様に財産管
理台帳に整理が必要です。

財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載しま
す。

(iii)外部発注工事の進め方

② 工事着手から譲渡まで

更新等を行った施設並びに取得価格が60万円以上の機械及び器具がある場合、また農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に掲げるものについて、作成します。

[illegible]

※農業用施設等の構築物以外の物品等については、下表のような独自様式の台帳を作成し、管理することも可能です。

処分制限期間と処分状況の欄が必要です。

財產(物品)管理台帳(例)

番号	品目名	数量	購入金額	取得年月日	処分期限期間		処分の状況		備 考
					耐用年数	処分期限年月日	売却年月日	処分内容	
1	車灯交換(○-○)	10台	212,000円 (¥21,200×10)	RS.4.31	7	RS.4.21			
2	バネ交換(□-□)	1台	54,000円	RS.6.35	4	RS.6.25			
	計		266,000円						

1. 地方自治法第101条第1項第1号の政令で定められた事項を、地方自治法第101条第1項第2号の政令で定められた事項と同一と見做すこと。
2. 地方自治法第101条第1項第3号の政令で定められた事項を、地方自治法第101条第1項第4号の政令で定められた事項と同一と見做すこと。

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例
 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋(コンクリート二次製品)	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵(電気柵)	14
主として木造のもの	水田魚道、柵	5
その他のもの	遮水シート(ため池堤体)	8
緑化施設及び庭園		
その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除く。)	防風林	20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
鋳鉄製のもの	鋳鉄管(水路)	30
鋼鉄製のもの	鋼管(水路)	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管(水路)	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	レンチ	3
切削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
その他のもの	スコップ(柄が木製)	4

具体例として記載がない施設や物品等については、市町村の担当窓口へお問合せください。

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
器具及び備品		
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）		
事務机、事務いす及びキャビネット		
主として金属製のもの	机、椅子	15
その他のもの	机、椅子	8
その他の家具		
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク（ハンドマイクを含む）、アンプ、スピーカー	5
事務機器及び通信機器		
電子計算機		
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	パソコン	4
複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
時計、試験機器及び測定器		
度量衡器	はかり	5
光学機器及び写真制作機器		
カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
看板及び広告機器		
看板	啓発用看板	3
その他のもの		
その他のもの	のぼり	5
容器及び金庫		
ドラムかん、コンテナその他の容器		
その他のもの	プラスチックコンテナ、プランター	2
金庫	金庫	20
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	防草シート、防風ネット	5
機械及び装置		
農業用設備	草刈機、モア（草刈りアタッチメント）、トラクター用除草機（アタッチメント）、チェーンソー、ポンプ	7
ソフトウェア		
その他のもの	事務支援ソフト、書籍	5

財産管理台帳で整理する必要がないものの例

○耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、タッパ、種子、花苗等の軽微な物品
（使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの）

○機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品

- セメント、アスファルト、碎石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に用いられる材料

(iv) 長寿命化工事の解説

県要綱基本方針に記載している長寿命化工事の内容について説明します。長寿命化の工法については、土地改良区などの施設管理者と相談のうえ決定してください。なお、より詳細な内容については農水省より『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』が HP にありますので、活動の参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-54.pdf

6 1. 水路の補修

①水路本体

□水路の破損部分の補修

ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、当該箇所の補修等を行うことによって、水路の通水機能の維持を図ります。水路のひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊などの破損状況を目視にて点検し、その点検結果に応じて以下の対策方法を検討します。



縦方向のひび割れ



斜め方向のひび割れ



部分的な欠損



側壁の倒壊

【対策】

※農林水産省農村振興局

『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

- 1) ひび割れの補修（Uカット工法）
- 2) 欠損部分の補修（モルタル塗り込む）
- 3) その他の補修（布設替え）



コーキングガンを使用した
シーリング材充填

※農林水産省農村振興局

『農地周りの水路、農道等の長寿命化
のための活動の解説』より抜粋
農』より抜粋

□水路の老朽化部分の補修

老朽化による目地の劣化やコンクリート表面の摩耗、ひび割れ、はく離等が生じている場合、当該箇所の補修等の対策を行うことによって、水路の通水機能の維持を図ります。

水路の目地の劣化やコンクリート表面の摩耗、ひび割れ、はく離等の老朽化の状況を目視にて点検します。その点検結果に応じて対策方法を検討します。目地が劣化している場合は、既設目地を取り除き、新たな目地材を詰める等の対策を行います。老朽化が著しい場合は、部分的に水路を布設替えするといった補修等も考えられます。



※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

目地の劣化**【対策】**

- 1)目地詰め（材料は状況に応じて検討する）
- 2)その他の補修（布設替え）

□水路側壁の嵩上げ

水路敷きの不同沈下により、溢水し、通水に支障が生じた場合、当該部分の側壁の嵩上げすることによる対策を行うことで水路の通水機能の維持を図ります。（但し、水路の不同沈下が著しく、溢水に加えて、漏水や土砂の堆積等、通水に支障をきたす要因が複数ある場合、別項目の「U字フリューム等既設水路の再布設」の対策を講じる必要があります。）

**水路からの部分的な溢水****側壁嵩上げ部へのコンクリート打設**

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋
農』より抜粋

□U字フリューム等既設水路の再布設

水路敷きの不同沈下により、漏水、溢水や土砂が溜まりやすくなる等の複数の要因が発生し、通水に支障が生じた場合、当該部分の水路を一定勾配となるように再布設することによって、水路の通水機能の維持を図ります。水路に水を流して、不同沈下の範囲を目視にて点検します。その点検結果に応じて対策方法を検討します。当該箇所の水路を一時的に撤去して再布設します。撤去した水路は再利用することを基本としますが、水路の破損や老朽化の状態に応じて、新しい水路に換えることも可能です。



不同沈下



水路からの溢水



水路の再布設

※農林水産省農村振興局

『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

②附帯施設

□集水枡、分水枡の補修

集水枡、分水枡において、水路との接続部に隙間が生じていたり、ひび割れや欠損がみられた場合、当該箇所の補修等を行なうことによって集水・分水等の機能の維持を図ります。集水枡、分水枡において、水路との接続部に隙間が生じていたり、ひび割れや欠損等が生じていないか目視にて点検します。その点検結果に応じて対策方法を検討します。



水路との接続部に生じた隙間
(角落しが入らない)



柵の補修

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□ゲート、ポンプの補修

水路に附帯するゲートやポンプにおいて、部品の破損、腐食や老朽化がみられた場合、当該箇所の部品交換や、塗装等によって、施設の機能維持を図ります。ゲートについては、目視及び操作をしながら部品の破損や老朽化の程度を点検します。ポンプについては、揚水能力の低下や異常な音・振動の状況を確認した上で必要に応じて専門業者に点検を依頼します。



ゲートの点検



ゲートの補修状況

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

なお、香川県では打ち抜き井戸の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策も対象となっています。

◆ 資源向上(長寿命化)[水路ゲートの補修]

施工前



施工後



比地満水地域活動組織（三豊市）

□安全施設の補修

分土工や堰、水路沿いなどに設置されている金網フェンスなどの安全

施設において、破損や老朽化がみられた場合、当該箇所を補修することによって、施設周辺の安全確保を図ります。金網フェンスにおいて、金網の破れ、胴縁や支柱の曲がりなどの破損や腐食などの状況を目視にて点検します。また、フェンス全体に少し力を加えるなどしたときに、ぐらつきがないか点検しておく必要があります。これらの点検結果に応じた対策方法を検討します。



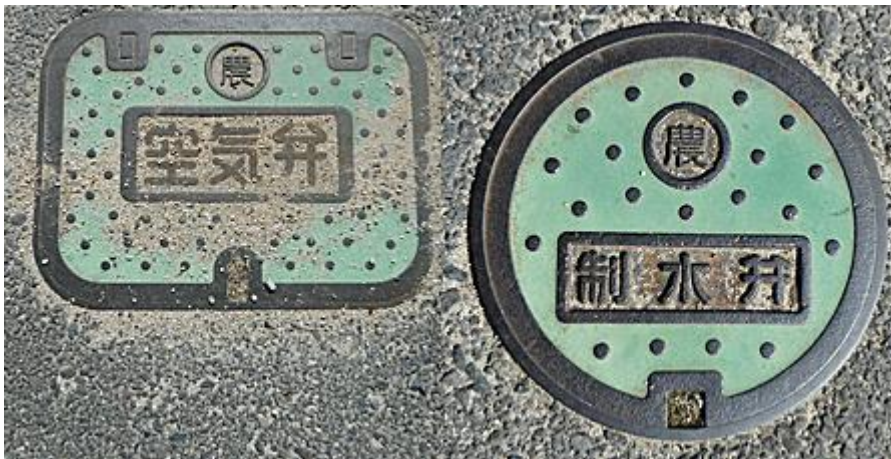
破損した金網フェンス

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□空気弁、仕切弁等の補修

この項目は香川県の独自取組です。

老朽化などにより通水機能の支障の要因となっている空気弁、制水弁などのパイプライン付帯設備について、補修による対策を行います。日常の点検等により、空気弁、制水弁などのパイプライン付帯設備について確認し、必要に応じて業者の意見を聞きつつ、必要な対策工法を決定します。なお、



□井戸・出水・堰の補修

この項目は香川県の独自取組です。

井戸、出水施設、堰などの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行います。日常の点検等により、井戸、出水施設、堰などについて確認し、必要に応じて業者の意見を聞きつつ、必要な対策工法を決定します。

6 2. 水路の更新等

①水路本体

□素掘り水路からコンクリート水路への更新

素掘り水路において、水路法面の崩壊や土砂の堆積・雑草の繁茂等による通水機能の喪失したものや、清掃や泥上げなどの日常管理が困難なものでは、コンクリート製の水路等、施設構造を変更して更新することにより、通水機能を維持、再生するとともに、日常管理が容易にできる状態にします。

素掘り水路において、水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能に低下が生じていないか目視にて点検します。併せて、水路を日常的に使用、管理する方から、清掃や泥上げなどの日常管理に係る活動状況について聴き取りをして参考とします。

また、大雨等で頻繁に決壊する場所、ゴミや土砂が溜まりやすい場所等、通水機能の低下が著しい場所も更新の対象とします。これらの点検結果等に応じた対策方法の検討をします。施設構造の変更を伴う水路の更新時の施設規模については、素掘り水路の断面形状と同等のものを選定することを基本としますが、上下流の取水、排水に影響する場合もあることから、必ず施設管理者や関係機関等に相談して決定します。



沢福地区農地・水・環境保全会（さぬき市）

□水路の更新

水路の破損や老朽化が一路線全体を通じて発生した場合、当該路線の水路全体を更新することによって、水路の通水機能の維持を図ります。

水路の路線全体を目視にて点検します。水路にひび割れや欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗、はく離といった老朽化の状態がみられた場合、路線図などにそれらを記録して整理します破

損や老朽化の状態が部分的な場合は、別項目「水路の破損部分の補修」、「水路の老朽化部分の補修」等に対応します。路線全体を通じて発生した場合は、既設水路を撤去して新たな水路に更新します。その点検結果に応じた対策方法を検討します。

②附帯施設

□ゲート、ポンプの更新

水路に附帯するゲートやポンプにおいて、著しい破損や老朽化がみられた場合、新たに更新することによって、施設の機能維持を図ります。ゲートについては、目視及び操作をしながら部品の破損や老朽化の程度を点検します。ポンプについては、揚水能力の低下や異常な音・振動の状況を確認した上で専門業者に点検を依頼します。点検結果に応じて、部品の交換による補修あるいは新たなものに更新するのかを決定する必要があります。計画内容の決定に当たっては、施設管理者や関係機関等と十分に相談することが大切です。



更新後のゲート

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□安全施設の設置

分土工や堰、水路沿いなどにおいて、フェンスや水路蓋などの安全施設がないために転倒や転落の恐れがある場合、安全施設を新たに設置することによって、施設周辺の安全確保を図ります。

分土工や堰、水路沿いなどにおいて、フェンスや水路蓋などの安全施設がないために転倒や転落の危険があるかどうかを目視にて点検します。また、施設を利用する方などから施設周辺の安全性について聴き取りをすることも大切です。小型の水路には蓋を設置することが考えられます。蓋は、水路の寸法に応じたものを準備する必要がありますが、様々な種類があるので

専門家やメーカー等とも相談します。比較的大きな施設にはフェンスを設置することが考えられます。

【対策】

- 1)フェンスの設置
- 2)水路蓋の設置



新たに設置された
金網フェンス



水路蓋の設置
(専用器具使用)

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□空気弁、仕切弁等の更新

この項目は香川県の独自取組です。

老朽化などにより通水機能の支障の要因となっている空気弁、制水弁などのパイプライン付帯設備について、更新による対策を行います。日常の点検等により、空気弁、制水弁などのパイプライン付帯設備について確認し、必要に応じて業者の意見を聞きつつ、補修では困難な場合、本項目を選択します。

□井戸・出水・堰の更新

この項目は香川県の独自取組です。

側壁の崩落等により水源としての利用が困難となった井戸・出水施設、及び老朽化などにより取水機能が損なわれた堰などについて、更新による対策を行うこと。日常の点検等により、井戸・出水・堰について確認し、必要に応じて業者の意見を聞きつつ、補修では困難な場合、本項目を選択します。

6.3. 農道の補修**①農道本体****□農道路肩、農道法面の補修**

農道路肩、農道法面に侵食や崩壊などがみられた場合、また、ブロック積みや石積み等に隙間やひび割れ、欠損などがみられた場合、当該箇所を補修することによって、農道を利用する地域住民の安全確保を図ります。

農道路肩、農道法面の侵食や崩壊の有無などを目視にて点検します。また、農道沿いのブロック積みや石積みなどもひび割れや欠損の有無などについて目視にて点検します。点検結果に応じて対策方法を検討します。農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などがみられた場合、土を補充して締め固めた後に植生保護を行うなどの適切な対策を行います。ブロック積みや石積みなどに隙間やひび割れが発生している場合、セメントミルクやモルタルなどを用いて隙間を充填することが考えられます。また、大きなひび割れや欠損、はらみ等がみられた場合は、当該部分を一度撤去して再度、積み直すことなどが考えられます。

**道路法面の崩壊****ブロック積みの隙間**

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋



既設構造物が存在しない箇所に、構造物を設置する場合は、施設管理者と十分に協議するとともに、構造物を設置しなければならない理由を整理してください。

□舗装の打換え（一部）

農道において、老朽化等により路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部及び全体を取り壊す等してから新しい舗装に打換える等の対策を行うことで、農道を利用する地域住民の安全性や快適性の確保を図ります。

農道において、路面の凹凸、轍、ひび割れ等を目視や自動車で通行するなどして点検します。その点検結果に応じた対策方法を検討します。コンクリート舗装において、軽度なひび割れや破損がみられた場合は、ひび割れの隙間にシーリング材やモルタルを充填して補修を行います。アスファルト舗装の路面に、小さな窪みなどがみられた場合は、ホームセンター等で販売されている常温で利用できるアスファルト合材などを使用して比較的簡単に補修できます。

また、ひび割れが小さく部分的な場合は、アスファルト乳剤系補修材を加熱して割れ目に流し込むなどして補修します。路面の凹凸、轍、ひび割れ等が激しい場合は、その一部又は全体を取り壊してから新しい舗装に打換えます。舗装の打換えの他にも、既設の路面にそのまま舗装を被せるオーバーレイ工法や既設の路面の上部だけを薄く削って新たな舗装に打ち換える切削オーバーレイ工法等の方法もあります。



アスファルト舗装の
老朽化



アスファルト舗装の打換え

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

②附帯施設

□農道側溝の補修

ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化等といった変状が生じている場合、当該箇所の補修等を行うことによって、側溝の排水機能の維持を図ります。

（補修方法については 6 1. 水路の補修と同様のため省略）

6 4. 農道の更新等**①農道本体**

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

未舗装農道において、路面の窪みやぬかるみ等により、通行や維持管理に支障がある場合、路面を舗装することによって、農道を利用する地域住民の安全性や快適性の確保とともに、農道の維持管理に係る負担の軽減を図ります。

未舗装部分において、路面の状態を目視や自動車で行くなどして点検します。その点検結果に応じて対策方法を検討します。土の路面において、窪みや凹凸に雨水が溜まることでぬかるみが生じるといった場合、砂利舗装が考えられます。材料は、適度な大きさの石や砂から構成される砕石等が考えられます。近年は、地球環境に配慮した再生砕石と呼ばれる資源リサイクル型材料がよく使用されます。

砂利の路面において、急傾斜の坂道、頻繁に車両が通行するなどのため、路面が痛みやすく頻繁に砂利を補充する必要がある場合や路面の乾燥時に砂塵の発生が激しい場合、砂利舗装をコンクリート舗装やアスファルト舗装とすることが考えられます。コンクリート舗装は、アスファルト舗装に比べて作業に手間が掛かることに加えて、必要な強度を有するまでに十分な養生が必要となりますが、耐久性が非常に優れているため、路面が痛みやすい場所に用いることに適しています。

【対策】

- 1)砂利舗装
- 2)コンクリート舗装
- 3)アスファルト舗装



砂利の荷下ろし



砂利の敷き均し

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋



コンクリート舗装状況



アスファルト舗装状況

※農林水産省農村振興局

『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋



粟井環境保全会（観音寺市）

②附帯施設

□側溝蓋の設置

農道において、側溝に蓋がないために通行時に転倒等の恐れがあったり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することによって、通行時の安全性の確保に加えて、側溝を保護し、側溝の排水機能の維持を図ることができます。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積、雑草の繁茂等による排水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート側溝に更新するなどにより、排水機能を維持するとともに、日常管理が容易にできる状態にします。

土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による排水機能の喪失がないか目視にて点検します。併せて、側溝を日常的に使用、管理する方から、清掃や泥上げなどの日常管理に係る活動状況についても聴き取りをして参考とします。また、大雨等で常に決壊している場所、ゴミや土砂が溜まりやすい場所等も更新の対象とします。これらの点検結果等に応じた対策方法を検討します。コンクリート側溝は、土側溝の断面形状と同等のものを選定することを基本としますが、上下流の排水に影響を及ぼす場合もあるので、必ず施設管理者や関係機関等に相談して決定します。



土側溝をコンクリート側溝に更新

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋



【路側・路肩の機能向上について】

農道の長寿命化工事において路側・路肩の大幅な機能向上は認められていません。例えば、上記の土側溝をコンクリート側溝に更新する場合であっても、現況幅が原則です。また、工事に際して路肩のり面に張コンクリートを施工する等も原則認められません。工事に際して、県要綱基本方針に沿った内容か今一度ご確認ください。

6 5. ため池の補修**①ため池本体****□洗掘箇所の補修**

ため池において、堤体が洗掘されている場合、漏水や堤体が不安定な状態になる恐れがあります。土のうを積んで補修する等の対策を行うことによって、ため池の堤体の安定性の確保や貯水機能の維持を図ります。

一部分だけが洗掘されている場合は、洗掘部に土を補充し、元の地盤とよくなじむようにして突き固めます。少し大きな侵食がある場合は、土のうを設置することも考えられます。堤体法面の勾配に合わせて土のうを設置していきますが、必要に応じて板柵等を設置して補強することも考えられます。



堤体が洗掘されているため池



堤体の補修

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□漏水箇所の補修

ため池において、老朽化による堤体部分からの漏水などがみられた場合、遮水シートの設置等によって、ため池の堤体の安定性の確保や貯水機能の維持を図ります。ため池の堤体から漏水があるかどうか目視にて点検します。点検結果に応じた対策方法を検討します。

ため池の近傍で遮水に適した盛土材料が採れない場合、表面遮水を目的とした遮水シートの設置が考えられます。既設の遮水シートに破損がみられた場合は、補修用シートを接着剤で貼り合わせるなどの補修を行います。



漏水が生じているため池



遮水シートの設置

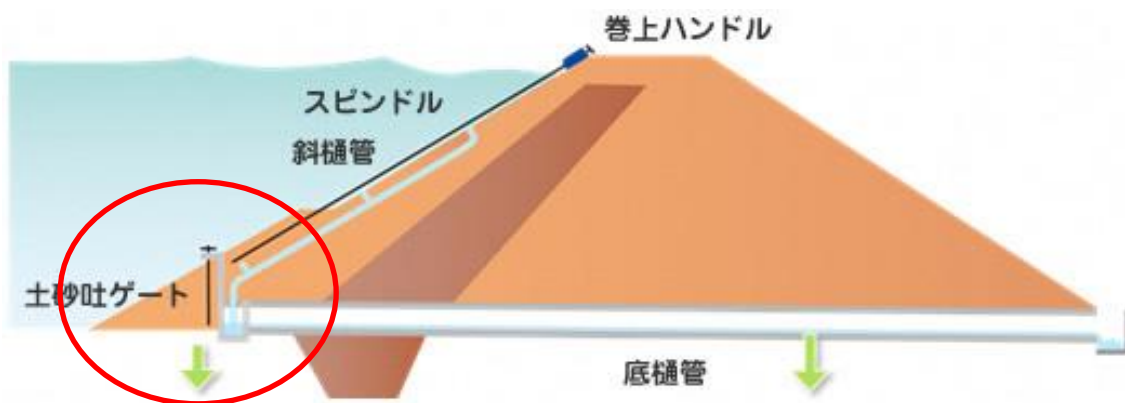
※農林水産省農村振興局

『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□ため池の浚渫

この項目は香川県の独自取組です。

小規模な泥上げだけでは貯水機能の回復が図れない場合に、重機の使用等による浚渫を行います。重機を用いて土砂吐ゲート付近の浚渫が主であり、大幅な浚渫は別の事業で対応してください。



②附帯施設

□取水施設の補修

ため池において、竖樋、底樋、斜樋など取水施設にひび割れが生じている、大きく欠損しているなどの破損がみられた場合、当該部分の補修等を行うことで、ため池の取水機能の維持を図ります。

竖樋、底樋、斜樋などの取水施設にひび割れや、欠損などが目視にて点検します。その点検結果に応じて、対策方法を検討します。ひび割れの

一般的な補修方法としては、U カット工法や表面塗布工法、樹脂注入工法等が考えられます。部分的に欠損している箇所は、モルタルを塗り込んで補修することが考えられますが、必要に応じて型枠を設置し、コンクリートを流し込むことも考えられます。



老朽化した取水施設

※農林水産省農村振興局

『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□洪水吐の補修

ため池の洪水吐にひび割れや、大きく欠損しているなどの破損がみられた場合、当該部分を補修することによって、洪水吐の放水機能の維持を図ります。

洪水吐にひび割れや、欠損などが無い目視にて点検します。その点検結果に応じて、対策方法を検討します。ひび割れの一般的な補修方法としては、Uカット工法や表面塗布工法、樹脂注入工法等が考えられますが、施設管理者や関係機関及び専門業者等に十分に相談し、対策工法を検討します。

部分的に欠損している箇所は、モルタルを塗り込んで補修することが考えられますが、必要に応じて型枠を設置し、コンクリートを流し込むことも考えられます。



老朽化した洪水吐



洪水吐の補修

※農林水産省農村振興局

『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋

□安全施設の補修

(補修方法は水路・農道と同様のため省略)

6 6. ため池（附帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

ため池において、ゲートやバルブなどの部品に著しい破損や老朽化がみられた場合、当該箇所を新たな部品に交換する若しくは全体を新しいものに更新することによって、ため池の貯水・取水機能の維持を図ります。

ゲートやバルブを目視及び操作をしながら部品の破損や老朽化の程度を点検します。点検結果に応じて、施設管理者や関係機関等と十分に相談し、対策方法を検討することが大切です。



ため池における
老朽化したゲート



スピンドル部分の更新

□安全施設の設置

(設置方法は水路・農道と同様のため省略)

※農林水産省農村振興局
『農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説』より抜粋



朝早田西環境保全会(三豊市)

100. 給水施設の補修

この項目は香川県の独自取組です。

給水栓・スプリンクラー等の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。日常の点検等により、給水栓・スプリンクラー等について確認し、必要に応じて業者の意見を聞きつつ、工法を決定します。

101. 給水施設の更新

この項目は香川県の独自取組です。

老朽化等により機能に支障が生じている給水栓・スプリンクラー等の更新等による対策を行なうこと。常の点検等により、給水栓・スプリンクラー等について確認し、必要に応じて業者の意見を聞きつつ、補修では困難な場合、本項目を選択します。

(v)長寿命化工事における不適切事例

長寿命化工事は原則「**県要綱基本方針**」に沿って実施する必要があります。次にあげる事例は長寿命化工事が実施できない不適切な事例です。工事を実施する際にはお気を付けください。

①農道から田んぼへの降り道がなかったため、長寿命化工事で降り道を設置した。

⇒長寿命化工事は原則農業用施設の更新・補修であるため、個人農地の財産になる田んぼへの降り道の施工はできません。

②農地の湧水がひどかったため、農地に土管の暗渠を設置した。

⇒上記でも述べたように長寿命化工事は原則農業用施設の更新・補修に係るため、個人農地の財産になる農地の湧水処理はできません。

③農道の幅が狭く、農業機械の通行に支障が生じているため、農道を拡幅した。

⇒農道の拡幅は機能向上のため、長寿命化工事の対象外です。ただし、通行に支障が生じているなどの理由から、水路の蓋掛けは対象です。

④水路の法線を変更して新たに水路を設置した。

⇒水路の法線を変更した場合、用地の変更が生じることから、法線の変更はお勧めできません。

(v)長寿命化工事における不適切事例

⑤ため池の草刈を省力化するために、腰ブロック(裏法面のブロック)をかさ上げた。

⇒草刈の省力化などを理由に腰ブロックのかさ上げは機能向上のため実施できません。

⑥農道法面の維持管理省力化のため、張コンクリートを施工した。

⇒上記理由による張コンクリートの施工は対象外です。構造物を実施するためには、のり面が崩壊し、原形復旧では危険があるなどの理由が必要です。

⑦農機具の小屋など農業関連施設周辺の舗装を行った。

⇒県要綱基本方針に定められていないため、農業関連施設周辺の舗装は対象外です。

⑧特に破損等はないが、排水断面が取れていないため、水路の壁高を嵩上げた。

⇒水路の壁高の嵩上げは、不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合は認められていますが、上記の内容は県要綱基本方針に定められていないため、実施できません。

⑨既設の水路が老朽化したため、長寿命化工事でやり替えることになったが、その際水路幅を拡張した。

⇒水路幅を拡張は機能向上のため実施できません。

⑩ため池のり面に維持管理省力化のため、抑草シートを設置した。

⇒抑草シートの設置は県要綱基本方針に定められていないため、実施できません。なお、抑草シート等を設置する活動は共同活動で可能です。

⑪ため池のり面に維持管理省力化のため、小段を設置した。

⇒小段の設置は県要綱基本方針に定められていないため、実施できません。なお、小段を設置する活動は共同活動で可能です。

⑫長寿命化の予算で草刈り機などの備品を購入した。

⇒多面的機能支払交付金実施要領第2 資源向上支払交付金 9助成措置より、長寿命化の費用に使用できるは下記の表のとおりとなっているため、草刈り機などの備品は購入できません。ただし、長寿命化のための活動に必要な事務経費の備品購入費は認められています。

区 分	経 費
工事費	資源向上支払交付金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の長寿命化のための補修・更新等の工事等に必要な経費、積立費用
調査・設計費	対象施設の長寿命化のための補修・更新等を行うために必要な調査、設計、測量、試験等に要する経費
事務費	対象施設の長寿命化のための活動に必要な事務経費（日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料 等）